

令和8年8月定例教育委員会 会議録

8月定例教育委員会を令和8年8月19日（水）午前10時00分 市役所401会議室に招集する。

◆出席者

教 育 長 勝村偉公朗

教育委員 教育長職務代理者 渡邊智治 委員 木澤和子 委員 野副紫をん
委員 吉野孝博 委員 佐曾利吏佐 委員 笠井尚

事 務 局 加藤教育部長

【学校教育課】 佐藤課長補佐 梅田主幹 前田統括主査
森指導主事 田中指導主事

【文化推進課】 阪下課長

【スポーツ交流課】 坂野課長

【歴史まちづくり課】 渡邊課長

記録者 学校教育課 山田

傍聴者 0名

◆次 第

- 1 開会
- 2 教育長報告
(前回会議録の承認)
- 3 付議事件の審議
- 4 通信及び請願
- 5 協議・連絡
 - (1) 犬山市立小中学校非違行為防止・対応マニュアル及び非違行為防止のためのチェックシートの改訂について
 - (2) 後援名義使用承認に関する報告
 - (3) 9月・10月行事予定表について
 - (4) 令和8年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について
 - (5) 議会の議決を経るべき事件
 - (6) いじめ防止に向けて
- 6 自由討議
- 7 その他
- 8 閉会

◆議事内容

	開 会
教 育 長:	ただ今より8月定例教育委員会を開催します。
	教育長報告
教 育 長:	おはようございます。一時の暑さを思うと朝晩には若干過ごしやすさ

	を感じるできるようになってきました。8月の定例教育委員会へのご出席、誠にありがとうございます。 夏休みも残すところ2週間余りとなりました。千葉県の大雨や熊本の地震災害の現状と共に、海や川での水の事故が今年度は大変多く報じられているのではないかと感じています。市内では、幸い今のところ子どもたちに関する大きな事件や事故の報告等は上がってきていません。どの子どももきっと楽しい夏休みを過ごしているのだらうと思っているところですが、日中は特に子どもたちの姿を見かけなくなってきました。毎日暑いからということもあるでしょうが、今年度から中学校で熱中症対策、それから地域展開ということで、部活動がなくなりました。それから小学校でも10年程前になりますか、プール開放等がなくなっています。私たちの幼い時と比べると、朝のラジオ体操とかお祭り、カブトムシやクワガタムシを取りに行ったりとか、そういうことがなくなってきたしまっている。家庭学習についても、夏休みの日誌等はもう使っていないという状況を見ると、大きく変化してきている夏休みに対して、学校としての支援のあり方や夏休みの過ごし方をいかにしていくかということについて、改めて検討していく必要があるのではないかと考えているところです。この件についてぜひ委員の方々にはどこかでご意見を伺えれば幸いだと思っていますので、よろしくお願いいたします。 一方で2週間後の休み明けにつきましては、登校を渋る子や再開した学校生活にうまく適応できない子、あってはなりませんけれど最悪のケース自殺に走ったりする子も心配される時期となってきます。ぜひ子どもたちの状況をつぶさに観察・把握しながら一人一人に寄り添って注意深く見守り、学校はもちろん家庭や地域でも子どもたちの育ちや学びを温かく支えていくことができるような環境や雰囲気を作り出せるというと思っていますので、よろしくお願いいたします。 それでは8月の定例教育委員会を始めたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。 付議事件がございませんので、通信及び請願に移りたいと思います。
	通信及び請願
教 育 長:	通信及び請願はありますか。
事 務 局:	ありません。
	協議・連絡
教 育 長:	協議・連絡に移ります。 「犬山市立小中学校非違行為防止・対応マニュアル及び非違行為防止のためのチェックシートの改訂について」、事務局お願いします。
梅田主幹:	今回の改訂は、先般市内学校教職員において、未成年者との間にSNS等による私的な連絡や学校外での接触等、教員として適切な距離を保つことができていなかったという事案が発生したことを受けてのものです。本事案については現在関係機関とも連携しながら適切に対応して

	いますが、教育委員会としては個人の問題として終わらせるのではなく、同様の事案を二度と起こさないため、組織として再発防止に取り組む必要があると考えています。これまでのマニュアルやチェックシートにも児童生徒との私的な接触やSNS等について一定の記載はありましたが、今回の事案を受け、より具体的に示した行動として確認できるようマニュアル及びチェックシートの内容を見直しました。 まず対応マニュアルについて。 表紙。四角囲み下の※印で、卒業生（18歳未満の者）も含むということ定義付けしました。 3頁。「7 児童生徒との不適切な関係・接触」の項目を新たに起こし、更に非違行為発生時の対応の「I【初動対応】」に、非違行為の覚知・報告を追加しました。 続いて、チェックシートについて。 表紙。対応マニュアルと同様に、四角囲み下の※印で、児童生徒の定義付けをしました。 10頁。SNS等に関する3行を削除し、この3行については次頁に新たに追加した「児童生徒との適切な関係」というチェック項目の中に入れ込んでいます。 改訂は令和8年の8月とします。今回の改訂は特定の教職員を対象としたものではなく、全ての教職員が自らの行動を振り返り、児童生徒との適切な関係を保つための基準を明確にすることを目的としています。教育委員会としましては今回の事案を重く受け止め、今後各学校において改訂内容を確実に周知すると共にチェックシートを活用した定期的な自己点検や研修を行い、非違行為の未然防止に繋げていきたいと考えています。 今回のこの資料は「案」とお示ししてありますが、この後各校へ配布し、犬山市のホームページにも掲載する予定です。
渡邊委員：	まず全般に関わるのが、現場で本当に授業をしていらっしゃる非常勤も含めた先生たちの、何か圧力にならないか。要はこれがあるから何かそこでがんじがらめになってしまうとか、江戸時代の五人組じゃありませんが、お互いがチェックし合うみたいなことが強くならないような出し方はすごく大事ななと思いました。 チェックシートの方で何点かありますが、12頁。下から四つ目の四角のところに「保護者と会合をもつ場合」とあります。パッと読んで思ったのは、これは多分現場の先生たちに対するものだと思いますが、校長とか管理職の方は報告しなくてもいいのかと。現場の先生たちが読んだ時に自分たちばかりが管理されているようなものではなく、学校全体でという時にはある程度管理職の方に対する文言が1個あるといいかなと思いました。

	10 頁に「SNSや電子メール」と書いてありますが、LINEとかにした方がいいのではないかとか、5 頁に「電子メールやファクシミリによる誤送信」とありますが、ファクシミリって今使うのかとか、t e t o r uとか、細かいところもいくつか気になりました。 あと部活動は地域移行になっているのでどうかと思うのですが、2 頁の「部活動等における技術的な指導」とか、3 頁の「運動部の指導において」というところも、せっかく改訂されるなら時代に合わせた方がいいと思いました。 最後に、ないとは思いますがというところで、このチェックシートやマニュアルは先生が児童生徒に対してというのですが、先生が保護者にとっていうのもない話ではないです。それに対する言葉として少しずつ入ってはいるけれど、項目立てしてもいいかと思います。締め付けるようになってしまうかもしれないけれど、起こってからどうなっているのというより、最初にある程度予防じゃありませんが、そういうのも今の時代あってもいいかなと思いました。
吉野委員：	何点かあるのですが、まずマニュアル1 頁目。「2 スクール・セクシャル・ハラスメント」のところに非違行為防止委員会を設置し活用するとありますが、この委員会はセクハラだけが対象になるのか非違行為全般になるのか。なぜここにだけ設置するとあるのかお伺いしたいです。
梅田主幹：	この委員会は各校に設置されているもので、セクシャルハラスメントに限ったものではありません。それ以外の非違行為も含めます。
吉野委員：	あえてここだけ書いてあるのはなんでかなと。例えば「1 体罰」にも同じ「学校としての組織的取組」という項目があるのに委員会を設置しないのかとか、なんかそのように読めてしまうので、ささいかもしれませんが改訂するなら直してもいいかなと思いました。 2 点目ですが、「3 情報管理」のところに重要情報資産という文言があります。犬山市教育情報セキュリティポリシーを読みましたが、重要情報資産というのが定義されていなかったような気がします。これは定義されているのか、何が重要情報資産で、これは持ち出したらいけない、これはいいというのを現場の先生たちが認識しているのか、ちょっとその辺が心配なので確認をしていただければと思います。
梅田主幹：	これはUSBの管理等で、各校台帳があって、持ち出すときには必ず管理職の許可を得てというようにはなっています。
吉野委員：	現場の先生方も、これはいけないというのは認識があって運用されているということですね。わかりました。 それから、さっき渡邊委員が言われた、在校生の保護者というのもやっぱり必要かなと思いました。 4 頁の「2 報告・通報・相談等」のところに、速報を直ちに作るとあ

	りますが、このマニュアル上は最終版が出てこないの、速報止まりで終わってしまう運用なのではないでしょうか。最終的には原因の分析と再発防止策を考えるということになってはいますが、そういうものや防止策の実施状況等を追跡した最終版は出るのか出ないのか、教えていただきたいです。
森 指導主事:	まず、速報というのは本当に第一報ということで、学校から届きます。その後きちんとした報告書が届くようになっています。確かにこれを読むと、速報だけ出ているようには読み取れますが。
吉野委員:	実際は大丈夫だということですね。 チェックシートの方ですが、5頁の下から2つ目の四角。先ほども電子メールやファクシミリに加えてt e t o r uという話もありましたが、t e t o r uも誤送信が先日あったと思うのでダブルチェックした方がいいのではないかと、各校で子どもの様子等をW e bに上げているのも含まれるので、W e bとかt e t o r uとか、あと何があるのかちょっとわかりませんが、注意喚起として書いておいてもいいかなと思いました。 7頁の交通事故ですが、実際自転車通勤の方がいらっしゃるのかわかりませんが、自転車も対象かなという気はしました。飲酒運転もそうだと思いますが、全部自動車と書いてあるので。 それから10頁の「情報モラル」のところにS N Sや電子メール等で保護者と連絡を取る場合というのがありますが、在校生の保護者と個人的には連絡を一切取らない方針の校長先生とか、そうは言っても取るとか、いろんな方がいらっしゃいます。市教委としては何か方針はあるのでしょうか。絶対個人の携帯を教えてくれない校長先生とか、L I N Eで連絡しちゃう校長先生とかいらっしゃるような気がして。
森 指導主事:	自分は、個人的なL I N Eでのやりとり等は原則禁止と捉えています。
吉野委員:	S N Sや電子メールで保護者と連絡を取るということは、このS N Sは多分個人アカウントですよ。学校はアカウントはないと思うので。なので、いけないならこれはそもそも不適切なのかなという気が。削ってもいいような。
森 指導主事:	今度の校長会でもその点は押さえたいと思います。おっしゃるように、校長先生によって守備範囲が曖昧だと突っ込まれるので、市としてはこういう決まりですよというのをもう一度確認したいと思います。
吉野委員:	絶対いい、絶対駄目というよりは、原則こうですよというのはあった方がいいかなという気はしました。 最後に今回追加された11頁ですが、今回表紙に※印で追加された卒業生からの相談に関して、業務として管理しているのか、それとも困ったときは上に相談してね、あとは個人でやってねということなのではないでしょうか。原則業務として管理して、先生が卒業生とやり取りしているのは

	上が見える状態になっているのか、どういう運用がされているのか、もしくはこれからしていくのか、教えていただければと思います。
梅田主幹：	自分たちも学校現場にいた時に卒業生がやってきてというのは正直ありましたが、やっぱり今回の事案を受けると、先生方の勤務時間内に、管理職等も卒業生が来ているというところをしっかりと把握した上でやっていただくことが望ましいということは確認しました。今後そういったところは、きちんと各校長先生にお願いしていかなければならないと改めて思います。
野副委員：	1 頁の「2 スクール・セクシャル・ハラスメント」でセクハラだけを項目として取り上げていますが、例えば教室で先生が生徒を大声で怒鳴るとか、こんなこともできないのかと皆の前で言うとか、特定の子どもに対してだけすごく指導が厳しいとか、あとあまりないかもしれませんが国籍とか障害に対する何かちょっと不適切な発言をするとか、そういうセクハラ以外の子どもたちの人権を侵害するようなハラスメントがたくさんあって、今の流れではハラスメントというのはもっと包括的な内容になってきて「人権侵害」という形で取り上げることが多いと思います。 一般社会で考えると、ハラスメントというとまずパワハラが出てきます。被害者と加害者の力関係でパワーのある方が圧力をかけるのでパワハラと言うのですが、それを教師と児童生徒の関係に置き換えて考えてみると、教師は指導する側だし、評価する側ですよ。だから一般社会以上に権力としては教師の方が強いと思います。子どもたちの方が弱い、しかも発達途上なので、何かあったとしてもおかしいと先生に言うのはなかなか難しいと思います。だから例えば先生がよかれと思ってちょっと強い言い方で指導したというのでも熱心な指導とか、威圧的なことを言ったりしても冗談ということで、学校という現場はそれが割と正当化されやすい構造になっているのかなと思っていました。このマニュアルは職場でのパワハラは取り上げていましたが、子どもたちに対する言葉とか態度、あと指導上の生徒や児童の人権、人格を傷つけるような問題というところまで取り上げていただくと、今の時代の流れにマッチするかなと思いました。例えば児童生徒に対する人権侵害みたいな項目を立てていただくともちろんセクハラも含まれるし、人格否定とか差別的な言動とか、あと過度に不適切な指導等も全部入れることができると思います。もう少し包括的な概念の項目に変えていただかないと、犬山市はセクハラは駄目だと言っているけれど、言葉とか態度によるハラスメントはオッケーみたいになってしまうので。 この中でハラスメントとちょっと重複する考え方として、「1 体罰」もそうです。今回付け加えていただいた「7 児童生徒との不適切な関係・接触」も、ハラスメントに入ります。体罰は明らかに身体的な侵害ですし、それに対して児童生徒との不適切な関係・接触というの

	はプライベートで会うとか、物理的に教師としての境界を超えて近づいてしまうという侵害だと思います。なので、例えばハラスメントとか人権侵害という項目立てにするのであれば、言葉とか態度とか、そういう指導による心理的な人格侵害という形で項目立てて並べていただいても、そこに齟齬は生じないと思いました。 どのようにお考えか聞かせていただけるとありがたいです。
梅田主幹：	今回は、まずはスクール・セクシャル・ハラスメントの部分に関してだけは何とか入れ込んで、先生方に具体的な自分たちの行動を見直していただくというところで付け加えました。 いただいたご指摘やご意見は確かに同等に思う部分があります。今すぐわかりやすく教えていただきましたので、そういったところも参考にしながら見直しをしていきたいと思います。ありがとうございました。
野副委員：	せっかく改訂されるなら新しいバージョンにさせていただいた方がいいかなと思いましたので、参考になりましたら幸いです。
教 育 長：	本当に専門的なご見地から、ご指摘いただいたと思います。せっかく改訂するわけですから、ぜひまとめていければと思います。ありがとうございます。
佐曾利 委 員：	チェックシート表紙の「自校化を図るなど」ということで、それぞれの学校で状況等に応じて工夫していただくということだとは思いますが、それぞれの学校の取り組みはどこかで共有される機会が定期的に組まれているのでしょうか。これが各校に行った後各校で完結してしまうのか、教育委員会に上がってくるのか、別の委員会みたいなものがあって、自力で全部考えなくても実際にそれぞれの良い取り組みが共有される機会があるのか。これって皆さんそれぞれでやってくださいねというところで解決してしまいそうに思いましたので。オール小中学校というところでちゃんと好ましい対応が共有されて、抜け落ちてしまうとか気づかないみたいなのが、認識されやすくなるといいなと思ったのですが。
教 育 長：	事が起きる度というか、どのように対応してきたかということを、校長会等で該当の校長から報告して情報共有することは、これまでもずっと行っています。 委員がおっしゃるように、もっと例えば研修だとか、学校の中でこんな研修をやりましたとか、こんな形で啓発をしていますというようなことも、本来であれば共有できるといいのかなと思います。学校に任せきりにしておくことはやっぱりできないと思いますので、何か定期的に集めるのか、校長会の折にそれぞれの学校からこんなことやったということがあれば報告してもらおうようにするのか、ちょっと方法は考えたいと思いますが、ぜひ取り組みだとか対応については、何とかして情報共

	有が図れればと思います。 今本当にたくさんご意見をいただきました。実はこのお盆明けのところから教育委員会が14校全部回り、直接先生方に今回の非違行為について再発防止を呼びかける講話をしています。今週から始めたところですが、今日のところで5校終わりました。9月2日までに14校を全部回って、意識を高めるように教育委員会として講和をして参るつもりです。ぜひこういったマニュアル等の改訂、それからそれぞれの学校がこれを上手に活用しながら先生方お1人お1人の意識とか自覚をきちんと高めていただくような働きかけを今後も継続していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたしますと思います。 ありがとうございました。 それでは次へいきたいと思います。「後援名義使用承認に関する報告」、事務局お願いします。
阪下課長：	令和8年7月15日から8月4日の間に犬山市教育委員会の後援名義使用を承認した事業は7件ありました。今回は新規事業がなく、全て継続となります。
教 育 長：	ご意見ご質問はありますか。よろしいでしょうか。 では「9月・10月行事予定表について」、事務局お願いします。
森 指導主事：	9月1日から授業が再開されます。9月24日から後期の学校訪問が始まります。11月まで行われますので、教育委員の皆様よろしくお願いいたします。9月上旬に中学校では定期考査が行われ、小学校では9月25日から10月の第2週まで就学時健康診断が各校で実施されます。10月に入ると運動会や体育大会、体育祭を実施する学校もあります。学校によっては、地域の方との「ふれあい運動会」という形で実施するところもあります。また10月9日に前期終業式を行い、10月13日には後期始業式があり、この日から後期がスタートします。 なお、9月定例教育委員会は29日に、10月定例教育委員会は29日に開催しますので、よろしくお願いいたします。
木澤委員：	運動会についてですが、地域と一緒にしているところと児童生徒だけというところがあります。これは学校側からなのか、それともPTAとの中でそういう構造にするという意見があつての違いなのか、聞かせてください。
梅田主幹：	地域からの要望もあると思います。特に小規模校は地域と一緒にやっていかなければ運動会自体が成り立たないので、栗栖小や今井小等は当然ふれあい運動会でやっています。その他の学校はコミュニティ等の要望もあると思います。
森 指導主事：	自分は羽黒小学校にいましたが、コミュニティの方の協力を得てカラフルなテントを子どもたちのために立てていただきました。コミュニティの方と羽黒音頭を踊ったりといったこともしますので、非常にいい取

	り組みだなと感じました。
坂野課長：	ふれあい運動会にはスポーツの観点から補助金を出しています。運動会のやり方についてはコミュニティと連携する等色々な考え方がありますので、各校に毎年意向を確認し、ふれあい運動会として地元の方のご意見を聞きながらやっていくという学校にはご希望いただいています。その結果として10校のうち5校からふれあい運動会として実施をしたいというご希望をいただき、実施しているという状況です。
教 育 長：	よろしいでしょうか。 学校訪問は9月24日から後期の分が始まります。学校の方は遠足、運動会、それから職業体験等行事が目白押しの9月10月になります。その中で10月9日に前期が終了しますので、こちらもお承知おきいただければと思います。 それでは「令和8年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について」、事務局お願いします。
梅田主幹：	経済的な状況が生活保護、または生活保護に準ずる状況にある世帯の申請に基づき、就学援助の支給対象として認定された世帯の状況です。この認定は昨年中の所得によって判定するため、第1回の判定は6月に行い、その後は随時申請に基づき認定しています。直近では8月10日に認定し、小学校及び中学校それぞれ準要保護が4件ずつ認定されました。現時点での認定数は小学校191名、中学校115名、合計306名です。なお、そのうち49名が外国籍です。
教 育 長：	よろしいですか。 では次に「議会の議決を経るべき事件」、事務局お願いします。
	<非公開>
教 育 長：	続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。 「いじめ防止に向けて」 報告事案及びこれまでの継続事案のその後について説明後、以下の意見があった。 ・報告書に性別の記載がある事案とない事案がある。ケースのイメージを持ちやすいので、分かる範囲で記載してもらいたい。 ・見守り事案については、「夏休み前後に確認する」等、何か方向性はあるのか。 ・気になる事案であれば、休み前に状況を聞き取ることは必要だと思う。曖昧なまま休みに突入し、悩んでいたことを知らないまま1か月半経過するのは学校としては非常に怖い。状況を聞いて安心して長期の休みに入れるような形で指導や支援はよく行われている。 ・加害者が皆の前で謝罪するという報告があったが、なかなか負荷のかかるシチュエーションだ。いじめ事案では加害者と被害者という形に

	はなるが、加害者をこれから育成していくことも大事。どういう経緯でどういうところに帰着したのかまで記載してもらおうと、他の学校にも参考になるのではないかな。 ・加害者が謝罪したということについて、先生がやるようにといった指導型なのか、本人が自分から謝りたいと言ったことなのかで意味合いが全く違う。資料でしか判断できないので、その辺りも記載してもらえると、子どもの心情も分かり、より理解ができる。
	自由討議
教 育 長:	自由討議に移ります。 ご挨拶の中でも少しお話をさせていただきましたが、夏休みの過ごし方について。特に今年は中学校の部活動がなくなったということで、私たちの中でも子どもたちどうしているんだろうねというような話はよく出てきました。実際に親御さんとしても含め、近くで子どもたちと接する中でお気づきになられたことや、もっとこんなふうにしたらということはあるですか。来年の夏に向けて改善していく時間がありますので、もし今日ご意見をいただければ校長会や教頭会に発信し、子どもたちにとってこの47日間がさらに有意義になるような形が実現できればと思います。何かよりよい休みの過ごし方みたいなものがありましたらぜひお聞かせいただければと思います。
佐曾利 委 員:	今中学生の子がいますが、なかなか暑い日中に行く場所がないという話はよく出ています。その中で子どもたち同士での児童センターの利用というところでは、児童センターの先生からも、今年度に入ってから中学生の平日夕方方の利用もちょっと増えてきているという話はお聞きしました。 ただ、行ってみると予約がもう埋まっていて使えなかったり、0歳から18歳までとなると、なかなか大きな動きがあるものは一緒にできなくて遊べなかったという話で。各センターで色々運用をしているようですが、そういうのを知らないまま行くと入れないというか、次からでも予約がいるらしいとか、だめもとで行ってみようとか、そんなことをちょうど中学生同士で話しているのを聞いたので、何か児童センターの利用等が工夫できるといいかなというのは思いました。 犬山の北地区は西とか城東の児童センターになるとは思いますが、どちらかというとフロイデ1階の協働プラザの共有スペースに小中学生が多くいます。昨日も結構子どもたちで満席になるぐらい利用があって、そういったところでいい感じで加わっている子もいれば、椅子を繋げて寝ているとか、色々な使い方をしている子たちもいます。ある意味地域からこういうふうに使ってねという機会にはなっていると思います。みんなで使う場所だよということですけど、何かそういったところでうまく地域に繋がる機会になってもいいよなというのは思ったと

	ころです。
教 育 長:	文科省からも学校開放をしましょうみたいなことでしたが、期間等は学校によりますけれど、犬山はもともとほとんどの小・中学校で学校を開けているんです。どんな利用状況かということはきちんと把握していませんが。 何か部活に代わるものを用意しなければいけないというようには自分は思いませんが、せっかく時間が生まれたところで、子どもたちが有意義に何か過ごすことができるようにどう支えていくか。夏休みだからという感じではちょっと良くないかなとも思いますし、宿題のあり方等も含めて、学校の方とは検討していこうとは思っています。 例えば、出校日がないままの学校もあります。部活動があればどこかで子どもたちと接点が見出せたのですが、そういう状況がなくなった時でも本当に出校日なしでいいのかとか。中にはオンラインを使って出校日をしている学校があったり。いろんなやり方があると思いますし、ある意味夏休みは子どもたちの自主性を伸ばすよい機会として、学校ではなく家庭に返すという部分もあるのですが、それでもある程度方向付けというか、それまでに子どもたちにどんな仕掛けをしていくかということもやっぱり大事だとは思っています。特に犬山は2学期制なので、夏休みは区切り目じゃなくて学期の中の一部です。ここで上手に自分を伸ばしていったり、弱点を補ったり、やりたいことに挑戦してみたりということができるようだと、本当に子どもたちの学びや育ちも変わってくるのではないかと思います。 「犬山として」というところまでいくかどうかはわからない部分がありますが、ぜひ委員の皆さん方のご意見もお伺いしながら、何か子どもたちが喜ぶという言い方は変ですけど、子どもたちができない体験も含めて、夏休みの過ごし方を考えていけるといいかなと感じています。
野副委員:	例えば、大学だと夏休み中はもう一切学生とは関係がありません。小中学校の場合は、47日間夏休みがあって出校日のある学校もない学校もあるということですが、その間の生徒の様子は、学校としては把握する機会とか工夫とか、情報を得ているのでしょうか。もう自由にやってね、何か言ってこなければそのままなのか、どんなふうなのか教えていただけたら。
教 育 長:	タブレットに「心の天気」というのがあります。それで、一時はタブレットを使って今の自分の気持ちはこんなんですよ、簡単に晴れマーク・曇りマーク・雨マーク・雷マークを入力したりしている学校もありました。今それをどれだけの学校がやっているかは定かではありませんが、多分出校日以外、特に小学校は出校日以外アプローチしているところはないのではないかと思います。ましてや出校日も実際には授業日数にカウントされないんで、休む時は欠席連絡等が入るとは思いますが、十分じゃないと思います。

	もちろん不登校傾向であったり気になることは、個別に担任の先生等が電話したり場合によっては家庭訪問するようなケースも少なからずあるとは思いますが、なかなか把握は正直できない状況なのかなと思います。中学校の先生に聞くと、9月1日に学校へ出てきたときにあれって思ってしまうような子もひょっとしたらいるかもしれないということとは心配していました。
野副委員：	でしたら、それこそ子どもたちの成長を促すような仕掛けをうまく作って、そこで様子がわかったりするといいですね。
教 育 長：	そうですね。学校に来なくなったわけですから、その辺は何かしら知恵を出せるといいかなと思うのですが。 いろんな案件が出ましたが、また今後も継続してご意見を伺うようなこともたくさん出て参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。
	そ の 他
阪下課長：	「夏川りみコンサート“たびぐる”」のご案内です。既に7月からチケット販売は開始しているのでご存じの方もいらっしゃるかと思います。夏川りみさんのコンサートツアーのファイナル講演を、9月27日に文化会館の大ホールで開催する運びとなりました。夏川りみさんのご出身の石垣市は犬山市とは経済連携を長年やってまいりまして、今回ご縁をいただいたものです。まだ今なら席も間に合いますので、ぜひ皆さんもご観覧いただけたらと思います。
教 育 長：	改修された文化会館の柿落としというような意味も含まれていますので、ぜひよろしくお願いいたします。
坂野課長：	今回のアジア競技大会、アジアパラ競技大会については、アジア競技大会が9月19日から10月4日、アジアパラ競技大会が10月18日から10月24日という日程で開催します。犬山市においては、アジア競技大会についてもアジアパラ競技大会についても、それぞれ聖火リレーを開催する予定です。 アジア競技大会については、今月の最後の日曜日8月30日に、犬山市の羽黒中央公園、体育館のすぐ横にある多目的スポーツ広場の周りを走るという形で聖火を繋いでいきます。聖火ランナーは公募で選んでいますが、当日は多くの皆様方に聖火を繋いでいく姿をご観覧いただきたいと計画しています。聖火リレー自体は15時からスタートしますが、聖火リレーに先立ち大会のセレモニーを14時45分から開催し、その後聖火をリレーしていくというような流れです。聖火リレー自体は30分ぐらいで、15時30分で終了という予定です。もしお時間がありましたら、ぜひご観覧いただければと思います。 パラ競技につきましてはまだ詳細が固まっていますが、10月12日のスポーツの日に聖火リレーを考えています。アジアパラ競技大会に

	については火を起こすところから始めたいと考えていて、採火式をやって犬山で起こした火を聖火につけ、それをリレーして大会の方に運んでいく。県内で採火した火を集めて聖火という形にするというようなコンセプトでやっています。こちらも15時ぐらいからスタートというように考えていますが、詳細が決まりましたらご案内させていただきますので、よろしくお願いします。
教 育 長：	閉 会 これをもちまして、8月定例教育委員会を終了（11：20）させていただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 9月29日（火） 10時 301会議室